

平成 30 年 4 月 26 日

会 員 各 位

沖縄県土地家屋調査士会 業務部

## 前回の「登記申請業務に関するお知らせ」に関する補足のお知らせ

平成 30 年 3 月 27 日付、沖縄県土地家屋調査士会業務部発行の「登記申請業務に関するお知らせ」について補足します。

「区分建物の家屋番号の記載について」におきまして、通知後、会員から問い合わせが多くあり、再度、那覇地方法務局不動産登記部門の佐藤典康首席登記官に確認しました。

地番区域名の記載について法務局側はあくまでも要望として考えていて、記載しないで申請した場合でも補正の対象にはなりません。このお知らせ後は登記申請書と建物図面には地番区域の記載をお願いしますとの再確認をしました。

一方で記載しない登記申請をした場合、登記官は申請情報の手直しはできませんが、建物図面に関しては手書きの訂正になる等の問題が発生するようで、記載のご協力を頂きたいとのことでした。

また、前回の文書記載のシステムのエラーについては表題登記後において区分建物を検索する際に地番区域がないと区分建物の特定ができない事例が見られるため、このお願いに至ったようです。

よって登記業務を円滑に行うために、地番区域名の記載を是非お願いしたいと思います。

当然オンライン申請のみならず紙申請においても同様ですので間違いのない対応をお願いします。

以上、会員の皆様におかれましてはこれらの点をご理解の上、何卒、ご協力の方を宜しくお願い致します。